#### 第10 屋上緊急離着陸場等

#### 1 指導の方針

超高層建築物等における火災等の災害が発生した場合、当該建築物等での消火活動、人命救助等の消防活動は困難を極める。これらの消防活動の容易性を確保しておくことは、超高層建築物等の防災性能の向上に資することとなる。

このことから、超高層建築物等に対して、その特性から航空消防活動を確保するための屋上緊急離着陸場等の設置指導を行うものである。

また、震災時における物資搬送、緊急時における医療搬送等を踏まえ、防災関係公共施設、三次救急医療施設等及び防災性能の向上を希望する施設に対しては、当該施設の消火・人命救助等に使用目的が限定されない屋上緊急離着陸場等の設置指導を行うものである。

#### 2 用語の定義

(1) 緊急用へリコプター: 航空法(昭和27年法律第231号。以下「航空法」という。)第81条の2(捜索又は救助のための特例)の適用を受け、火災等の災害時に建築物の屋上等で緊急に航空消防活動を行うためのヘリコプターをいう。

(2) 屋上ヘリポート : 航空法第38条に基づき、屋上を常時飛行場として使用することを目的として設置許可された場所で、公共用ヘリポート及び非公共用ヘリポートをいう。

(3) 飛行場外離着陸場 : 航空法第79条ただし書きに基づく臨時のヘリコプター離着陸場で、着陸するに は設置者の承諾を得たうえで、東京航空局保安部運航課に「飛行場外離着陸許可 申請書」を提出し許可を得る必要があるものをいう。

(4) 屋上緊急離着陸場(A): 緊急用ヘリコプターが離着陸できる建築物の屋上施設で、飛行場外離着陸場の 許可基準に適合し、かつ、別表1に適合するものをいう。

(5) 屋上緊急離着陸場(B): 緊急用ヘリコプターが離着陸できる建築物の屋上施設で、別表1に適合するものをいう。

(6) 緊急救助用スペース: 緊急用ヘリコプターが上空停止(以下「ホバリング」という。)等をできる建築物の屋上施設で、別表2に適合するものをいう。

(7) 屋上緊急離着陸場等 : 屋上ヘリポート、飛行場外離着陸場、屋上緊急離着陸場(A)、屋上緊急離着 陸場(B)及び緊急救助用スペースをいう。

(8) 三次救急医療施設等 : 救命救急センター、救急医療センター、東京都災害時後方医療施設等の施設をいう。

(9) 防災性能向上を希望する施設: 防火対象物の高さ及び面積を問わず、航空消防活動の他、震災発生時の地域貢献及び他地域への対応など、防火対象物の関係者がヘリコプター運航による防災性能向上を希望する施設をいう。

(10) 防災関係公共施設 : 防火対象物の高さ及び面積を問わず、震災等の災害時に拠点となる公共機関の 施設をいう。

(11) 高層の防火対象物 : 概ね45mを超える防火対象物をいう。

(12) 離着陸地帯 : 航空機の離陸、着陸又はホバリングを行うために設けられた建築物の屋上施設内の矩形部分をいう。

(13) 進入表面 : 航空機の離着陸のために必要とされる障害物件のない空間を確保する目的で 設定される勾配を有する仮想の平面をいう。

(14) 転移表面 : 航空機が着陸進入中に進入経路の中心からずれた場合の安全を確保する目的 で設定される勾配を有する仮想の平面をいう。

(15) ヘリサイン : 首都直下地震等の大規模災害発生時において、ヘリコプターが上空から容易に 施設を識別できるよう、屋上などに施設名称を表示するものをいう。 ※ 平成26年5月14日26総防管第492号東京都総務局総合防災部長通知「ヘリサイン整備状況報告及び整備依頼について」参考1「ヘリサインについて」参照

#### 3 屋上緊急離着陸場等の概要

	屋上ヘリポート	屋上緊急離着陸場(A) (飛行場外離着陸場の許可基準に適合)	・屋上緊急離着陸場 (B) ・緊急救助用スペース
根拠法令等	航空法第38条	予防事務審査・検査基準 航空法第79条ただし書き	予防事務審査・検査基準
設置時の 手続き	東京航空局空港部管理課へ 許可申請	管轄消防署へ届出	管轄消防署へ届出
運航時の 手続き	ヘリポート管理者との事前調整	東京航空局保安部運航課へ 許可申請※	なし
可能な運航	人員輸送・物資輸送等 災害対応訓練 消火・人命救助等	緊急時の物資輸送等 災害対応訓練 消火・人命救助等	消火・人命救助等
着陸可能機	屋上ヘリポートの規模等による	許可機※	緊急用ヘリコプター (緊急救助用スペースはホバリングに限る)

<sup>※</sup>航空法第81条の2が適用される緊急用へリコプターの運航は、許可を受けることなく離着陸等ができる。 火災等の災害時における消火・人命救助等を目的とした運航がこれに該当する。

#### 4 適用の範囲 ◆

(1) 指導対象及び指導する屋上緊急離着陸場等の区分

対象 区分	三次救急医療施設等	防災性能向上を希望する施設 防災関係公共施設	高層の防火対象物
屋上ヘリポート		設置者の意向による	
屋上緊急離着陸場(A)	0	0	_
屋上緊急離着陸場(B)	_	0	0
緊急救助用スペース	-	_	0

- 〇 : 設置を指導
- (2) 設置指導上の留意点

#### ア 共通事項

- (7) 設置者の任意の協力によって実現するものであることを前提に指導すること。
- (イ) 周辺建物(計画含む。)と進入表面及び転移表面に留意して設置を指導すること。
- (ウ) 後に建築される周辺建物等により、進入表面の変更又は屋上緊急離着陸場等の使用が困難になる場合があることを説明すること。
- (エ) 屋上緊急離着陸場等の廃止時は、標識の塗り潰し等の必要がある場合があることを説明すること。
- (オ) 3に掲げる屋上緊急離着陸場等の可能な運航について説明すること。

#### イ 屋上緊急離着陸場(A)を設置する防火対象物

- (7) 緊急時の物資輸送等のための運航は許可が必要で、運航の都度、東京航空局保安部運航課への運航許可申請の手続きが必要であることを説明すること。また、許可は運航事業者や運航される機体ごとになされることを説明すること。
- (4) 通常時の人員輸送や物資輸送のための運航は許可されないことを説明すること。
- ウ 高層の防火対象物
  - (7) 概ね100mを超える防火対象物は、屋上緊急離着陸場(B)、緊急救助用スペースの順に設置指導すること。

- (f) 概ね45mを超える防火対象物は、緊急救助用スペースを設置指導すること。
- (ウ) 屋上の太陽光発電その他の機械設備設置計画に配意すること。
- (エ) 屋上の緑化、広場等その他の活用目的に配意すること。
- (オ) 共同住宅の場合は居住者の維持管理費等の負担に配意すること。
- (カ) 地域の防災上の需要(水災等)に配意すること。

#### 5 設置基準 ◆

設置する場合は次の基準によること。

ただし、設置基準によらなくとも同等の性能と安全性が認められる場合はこの限りではない。この場合は、 設置前に主管課と協議すること。

(1) 屋上緊急離着陸場

ア 屋上緊急離着陸場 (A)

「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」等に係る別表1の基準(共通事項及び屋上緊急離着陸場(A)に係る事項)に適合するものであること。

イ 屋上緊急離着陸場(B)

別表1の基準(共通事項及び屋上緊急離着陸場(B)に係る事項)に適合するものであること。

(2) 緊急救助用スペース

別表2に適合するものであること。

#### 6 必要図書 ◆

屋上緊急離着陸場等の設置に伴う必要図書は、別表3のとおりとする。

#### 7 設置・運用開始等 ◆

(1) 設置又は変更

設置者に対し、設置又は変更する40日前までに6の必要図書を3部消防署に提出するよう求める。 なお、屋上緊急離着陸場等の設置後に、機械設備の設置等により、進入表面及び転移表面に建造物等が突 出する恐れがある場合は、消防署へ相談するよう指導し、主管課と協議すること。

(2) 運用開始

設置者に対し、運用開始する14日前までに6の必要図書を2部消防署に提出するよう求める。

(3) 運用停止又は廃止

設置者に対し、運用停止又は廃止する7日前までに6の必要図書を1部消防署に提出するよう求める。 なお、廃止する場合は、標識(認識番号及び矢印)を塗り潰すよう指導する。

#### 8 通 知

(1) 屋上緊急離着陸場等認識番号通知

7、(1)の提出に伴い審査した結果、5の設置基準に適合していると認められる場合(5のただし書きを適用する場合を含む。)は、屋上緊急離着陸場等認識番号通知書(火災予防規程別記様式第17号)を設置者に通知する。(変更の場合を除く。)

(2) 検査結果通知

7、(2)の提出に伴い検査した結果を、検査結果通知書(火災予防規程別記様式第11号)により設置者に通知する。

#### 9 報告

(1) 運用開始に伴う報告

7、(2)の提出に伴い検査(確認検査を含む。)した後、運用開始する旨、検査結果等を警防部長、救急部長(政令別表第1(6)項イ関係防火対象物に限る。)、予防部長、装備部長及び関係消防方面本部長に報告する。

(2) 運用停止又は廃止に伴う報告

7、(3)の提出を受けた場合は、その旨、警防部長、救急部長(政令別表第1(6)項イ関係防火対象物に限る。)、予防部長、装備部長及び関係消防方面本部長に報告する。

#### 10 維持管理等 ◆

屋上緊急離着陸場等の所有者又は管理者に、別表4の確認項目について点検及び整備を1年に1回実施し、 航空消防活動の支障とならないよう維持管理するよう指導する。

また、設計者及び施工者に対し、屋上緊急離着陸場等の点検及び整備に関する技術的な事項について、引き渡し時に適切な助言を行うよう指導する。

着陸

地

#### 別表 1 設置基準

置

及

7 j

き

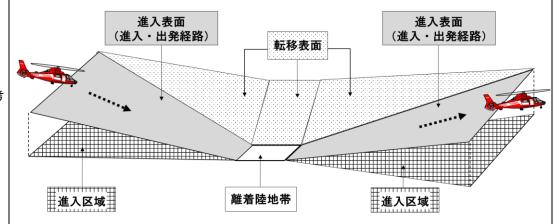
#### <屋上緊急離着陸場(A)>★

# 1 機体の動力装置が故障した場合に、地上又は水上の人又は物件に対し、危害を与えること及び損傷を及ぼすことなく不時着できる場所(不時着場)が必要な場合があるため、不時着場の要否及び設置が必要な場合の位置等については、主管課と協議すること。

- 2 周辺における他の高層建築物(建設予定を含む。)を可能な限り考慮し離着陸地帯の位置及び向きを選定すること。
- 3 進入表面下にできる限り病院、学校、高速道路、幹線道路、線路 等がない離着陸地帯の位置及び向きを選定すること。

### 屋上緊急離着陸場

│ 消防へリコプターの進入・出発のイメージ ※原則として両方向から進入できる。



大き

#### <屋上緊急離着陸場(A)>(図1参照)

離着陸を想定する機体の全長及び全幅の1.2倍以上の大きさとし、かつ、下表に示す大きさ以上(三次救急医療施設等に設置するものは、大型に限る。)とすること。

ただし、進入経路と出発経路を同一直線方向とした場合は、下表のかっこ内の大きさとすることができる。

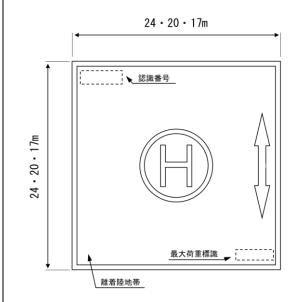
<屋上緊急離着陸場(B)>(図1参照)

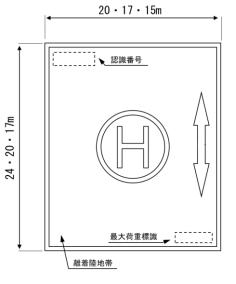
下表に示す大きさ以上とすること。

ただし、進入経路と出発経路を同一直線方向とした場合は、下表のかっこ内の大きさとすることができる。

	大きさ (進入経路と出発経路を同一直線方向にする場合)
大型	24m×24m以上 (24m×20m以上)
中型	20m×20m以上 (20m×17m以上)
小型	17m×17m以上 (17m×15m以上)
	※主管課と協議すること。

#### 図1 離着陸地帯の大きさ

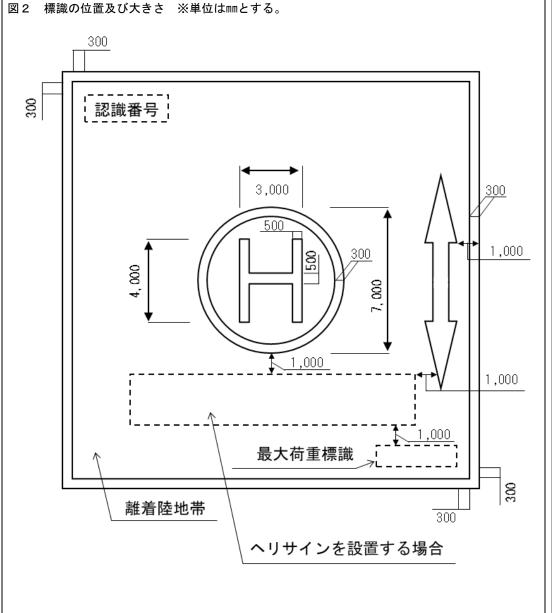




- 1 ライン、認識番号等の表示
- (1) (1) (1) (1) の文字の大きさは図2のとおりとすること。
- (2) 「H」の向きは進入できる側から確認できる向きとすること。 (図 2 3 参照)
- (3) 矢印は原則として進入・出発経路を示す両矢印とすること。 (図2、3参照)
- (4) 矢印の大きさは、別図1のとおりとすること。
- (5) 認識番号の文字の幅等は、別図2のとおりとすること。
- (6) 最大荷重標識の文字の幅等は、別図3のとおりとすること。
- (7) 表示は塗料 (アクリルウレタン樹脂系塗料 (蛍光塗料可) 又は トラフィックペイントをいう。以下同じ。) 等によること。
- (8) 表示を塗料以外のものとする場合は、次の点に留意し主管課と協議すること。

ア 塗料と同等の耐久性及び対候性を有すること。

- イ 流出した燃料を離着陸地帯から適切に排出できること。
- (9) 表示の色は黄とし、(一社)日本塗料工業会(以下「日塗工」という。)の標準色見本帳(最新)のL09-50Xの色とすること。ただし、蛍光塗料とする場合は、イエロー[JIS蛍光黄]とすること。これによらない場合はそれぞれ近似色とすること。
- (10) 表示の施工方法については、メーカーが推奨する工程とすること。
- (11) 表示は、ガラスビーズやチップ等の散布により光反射及び滑り止め策を施すこと。
  - ※ ガラスビーズやチップ等による滑り防止ができない場合は、 JIS A 1454「高分子系張り床材試験法」17滑り性試験の結果、 滑り抵抗係数 (C.S.R値) が0.8以上又はこれと同等以上とする こと。
- 2 地の表示
- (1) 表示は塗料等によること。
- (2) 表示を塗料以外のものとする場合は次の点に留意し主管課と協議すること。
  - ア 塗料と同等の耐久性及び対候性を有すること。
- イ 流出した燃料を離着陸地帯から適切に排出できること。



部等

	次の	次の荷重に耐えられるものとすること。 短期衝撃荷重											
			屋上緊急離着陸場(A)★	屋上緊急離着陸場(B)									
床面		大型	35, 750kg以上 (機体 11, 000kg×3. 25倍)	27,500kg以上 (機体 11,000kg×2.5倍)									
· 強 雖 · 度 着 ·	ı	中型	22,750kg以上 (機体 7,000kg×3.25倍)	17,500kg以上 (機体 7,000kg×2.5倍)									
<b>陸</b> 也		小型	13,975kg以上 (機体 4,300kg×3.25倍)	10,750kg以上 (機体 4,300kg×2.5倍)									
帯	*	機化	体の重量は令和4年4月時点の	の数値									
勾配			平坦であり、最大縦断勾配は 下とすること。	2.0%以下とし、最大横断勾配									
進入区域及び進入表面 進入区域	ع 2 3	ただ する 進入[ 進入[	ことができる。 区域の長さは、離着陸地帯末:	とすること。 ない場合は、交差角を90度以上 端から 500m 確保すること。★ から500m離れた地点で200m確保	図 m002	進入	進入「	区域 500m	進入区域	90°	進入	区域	

進

進

209

1 進入表面の勾配は、次のとおりとする。

<屋上緊急離着陸場(A)>(図5、図6参照)★

2つの進入表面の勾配をそれぞれ1/8以下とすること。

ただし、周辺における他の高層建築物の状況等によりやむを得な い場合は、進入経路の数を1とすることができるものとし、当該進 入経路の進入表面の勾配を1/4以下とすることができる。この場 合、別に定める基準に係わらず離着陸地帯に表示する矢印は進入及 び出発の向きを示す片矢印とすること。(別図4参照)

<屋上緊急離着陸場(B)>(図7参照)

2つの進入表面の勾配をそれぞれ1/5以下とすること。

- 2 進入表面上に物件等(当該屋上に設置する脱落防止柵、避雷針及 び夜間照明設備並びにその他の消防対象物)が突出しないこと。
- 3 新たに建築された他の防火対象物又はその部分が進入表面上に突 出した場合は主管課と協議すること。

図5 2つの進入表面の勾配を1/8以下とする場合<屋上緊急離着陸場(A)>

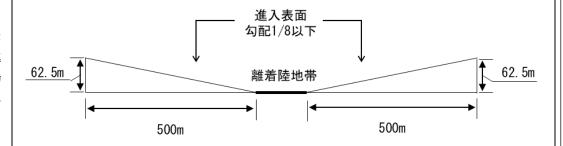


図 6 進入経路の数を1とする場合の進入表面の勾配<屋上緊急離着陸場(A)>

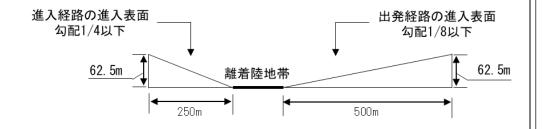
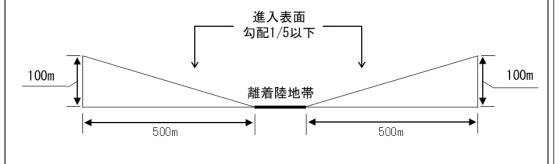
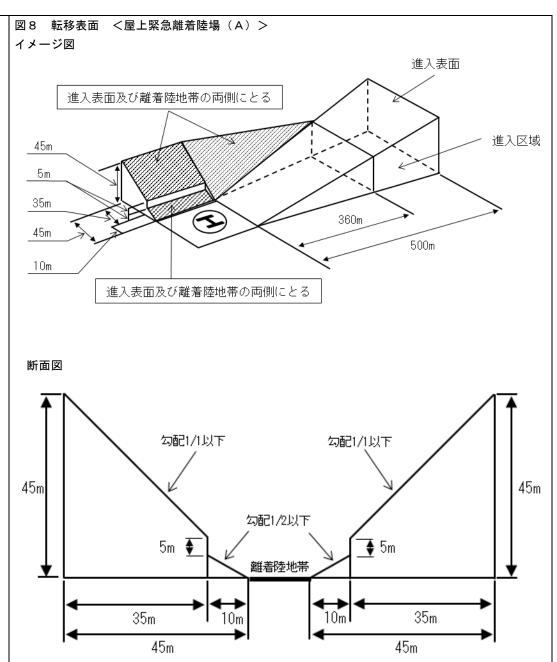


図7 2つの進入表面の勾配を1/5以下とする場合<屋上緊急離着陸場(B)>



- 1 転移表面の勾配は、離着陸地帯から10mまでは1/2以下、10mから45mまでは1/1以下とするほか、図8のとおりとすること。
- 2 転移表面上に物件等(当該屋上に設置する脱落防止柵、避雷針及び夜間照明設備並びにその他の消防対象物)が突出しないこと。
- 3 新たに建築された他の防火対象物又はその部分が転移表面上に突出した場合は主管課と協議すること。

転移表面



第2章第2節 屋上緊急離着陸場等

図9 転移表面 <屋上緊急離着陸場(B)>

<屋上緊急離着陸場(B)>(図9参照)

- 1 転移表面の勾配は、離着陸地帯から45mまでを 1 / 1 以下とするほか、図 9 のとおりとすること。
- 2 転移表面上に物件等(当該屋上に設置する脱落防止柵、避雷針及び夜間照明設備並びにその他の消防対象物)が突出しないこと。
- 3 新たに建築された他の防火対象物又はその部分が進入表面上に突出した場合は主管課と協議すること。

転移表面

燃

料

流出防止施設

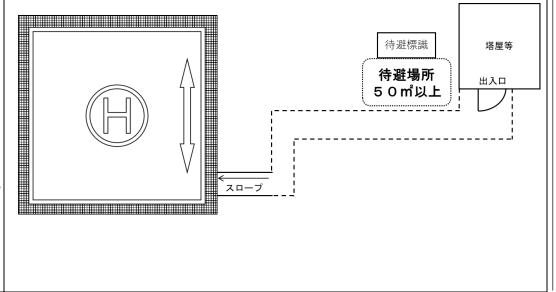
- 1 雨水排水口に機体搭載燃料が流れ出ないよう、溜めます、側溝、 油水分離槽などで、雨水の排水と燃料の分離ができる燃料流出防止 施設を設置すること。
- 2 燃料流出防止施設には、雨水等の竪樋に燃料が流れ込まないよう、蓋又はバルブを設けるなどの措置を講ずること。
- 3 各屋上緊急離着陸場及び機体の区分ごとに、次表に示す容量の燃料を溜めることができる燃料流出防止装置を設置すること。

なお、燃料流出防止施設を2ヵ所以上に分けて設置する場合は、 その合計の容量による。

燃料流出防止施設の容量					
	屋上緊急離着陸場(A)★	屋上緊急離着陸場(B)			
大型	3,000ℓ	2, 000l			
中型	2, 0000	1,000l			
小型	1,0000	5001			

- 1 待避場所は50㎡以上を確保すること。(図13参照)
- 2 屋上出入口と屋上緊急離着陸場の間に設けること。
- 3 ヘリコプターの離着陸時に風圧等の影響を受けない位置に設置すること。
- 4 待避場所には図14の待避標識を次により掲出すること。
- (1) 待避標識の大きさは1,250mm×350mmとすること。
- (2) 待避標識は白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。
- (3) 待避標識の文字の大きさは75mm角とし、字体は丸ゴシックとすること。
- (4) 待避標識の材質は容易に腐食、損傷等しないものとすること。
- (5) 掲出場所は待避場所の位置が容易に識別できる場所とすること。

#### 図13 待避場所



第2章第2節

)14

夜

間

照

明 設 1 夜間照明設備の種類

(1) 飛行場灯台等 … 離着陸地帯の位置を示すための灯火

(2) 航空障害灯 · ・ 航行の障害となる物件(図15参照)の存 在を認識させるための灯火

(3) 境界灯 … 離着陸が可能な区域を示すための灯火

(4) 着陸区域照明灯 … 着陸区域を照明するための灯火

(5) 風向灯 … 風向を示すための灯火

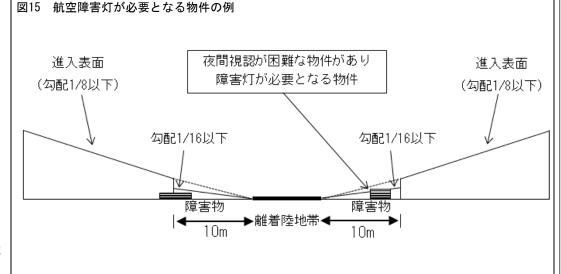
(6) 境界誘導灯 … 離着陸に適する方向を示すための灯火

2 夜間照明設備の点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作方式 とすること。

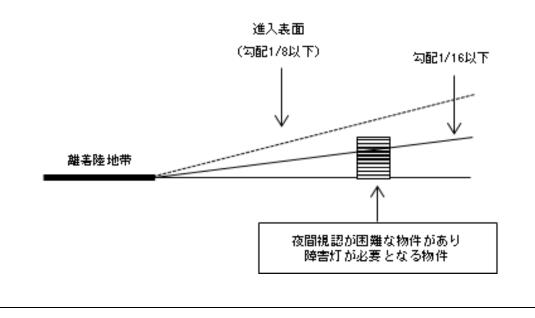
3 夜間照明設備には、非常電源(連続4時間以上の継続供給が可能 な自家発電設備)を設置すること。

ただし、<屋上緊急離着陸場(B)>において、法令上、非常電 源設備の設置を要しない防火対象物(特例を適用しているものを含 む。)は、専用受電設備とすることができる。

4 夜間照明設備の配線は、非常電源から夜間照明までの配線を耐火 電線とすること。



拡大図



境 界

灯

夜

間

照

明 設

非

電

源

着

陸

区

灯

#### 図17 2つの進入区域を同一直線方向に設定できない場合の夜間照明設備の配置 1 離着陸地帯の境界線上又は境界線から外側1.5m以内に設置するこ ہ ع 2 各灯の間隔は15m以下で、等間隔に8個以上を設置すること。 ※ 境界誘導灯を離着陸地 帯から6m以内に設置し ようとした際、境界灯の 3 2つの進入区域を同一直線方向に設定できない場合は、包括する 内側となる場合の配置例 矩形に同様に設置すること。(図17参照) 4 航空黄(JIS W 8301) の不動光で、光源の中心を含む水平面から 上方最小限30度までの全ての角度から見えるものとし、10カンデラ 以上の光度のものとすること。 1.5m以内 5 境界線上に設置する場合は埋込型に限るものとし、T-5型 6m以上 (改)、T-5改Ⅱ、T-5改S、FLO-10(改) 等とするこ ہ ع なお、埋込型とする場合は4によらないことができる。 6 〈屋上緊急離着陸場(B) 〉は、境界灯に替えて着陸区域照明灯 4基とすることができる。 (図16、図17、図18参照) 包括する矩形 (仮想のライン) 6m以内 夜間に使用する場合又は<屋上緊急離着陸場(B)>で境界灯に替 1.5m以内 えて着陸区域照明灯を設置する場合は、航空法施行規則第117条第1項 3m以下のほぼ等間隔 第3号アに基づく着陸区域照明灯を次のとおり設置すること。 (1) 航空可変白 (JIS W 8301) の不動光 進入・出発経路 (2) 離着陸帯の中心における法線照度10ルクス以上 <図凡例> ※ 境界灯と一体型も可 〇…境界灯 (図16、図17、図18参照) △…着陸区域照明灯

□…飛行場灯台(位置表示灯)

■…航空障害灯◎…風向灯●…境界誘導灯

源

夜

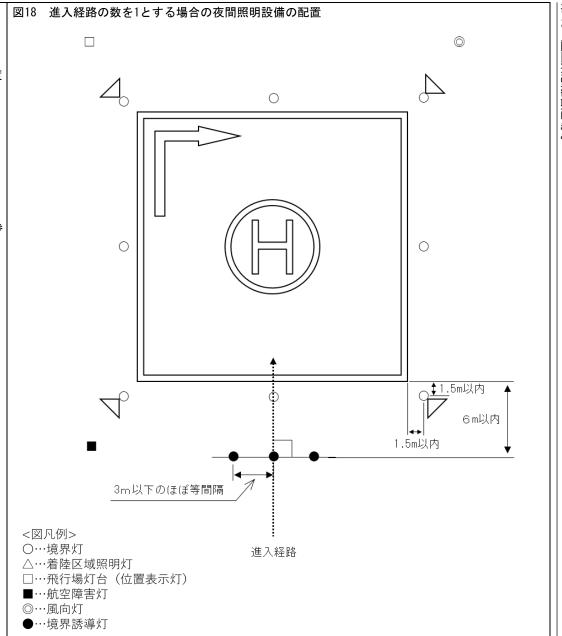
#### <屋上緊急離着陸場(A)>

夜間に使用する場合は、境界誘導灯を次により設置すること。

- (1) 航空緑 (JIS W 8301) の不動光であること。
- (2) 光源の中心を含む水平面から上方最小限 30 度までの全ての角度 から見えること。
- (3) 光度は境界灯の光度の50%以上であること。
- (4) 境界誘導灯の数等は、次のいずれかによること。
  - ア 2つの進入区域を同一直線方向とした場合(図 16 参照) 離着陸地帯の進入側の境界線から6m以内で、進入・出発経 路に直交する直線上に3m以下のほぼ等間隔で3灯以上とし、 境界灯より外側に設置すること。
  - イ 2つの進入区域を同一直線方向に設定できない場合(図17参
  - (7) 片側(進入側)に3灯以上、他の側に5灯以上設置するこ ہ ع
  - (4) 離着陸地帯の進入側の境界線から6m以内で、進入・出発 経路に直交する直線上に3m以下のほぼ等間隔で3灯以上設 置すること。

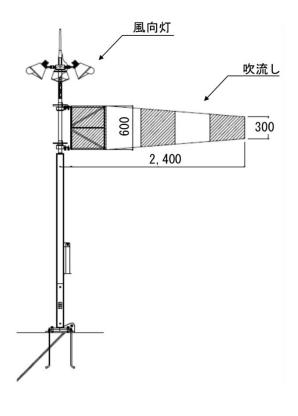
なお、境界誘導灯を離着陸地帯から6m以内に設置しよう とした際、境界灯が境界誘導灯の内側となる場合は、当該境 界灯から外側 1.5m 以内に設置すること。(図 17 参照)

ウ 進入経路の数を1とする場合(進入経路の進入表面の勾配を 1/4以下とした場合)離着陸地帯の進入側の境界線から6m 以内で、進入経路に直交する直線上に3m以下のほぼ等間隔で 3灯以上とし、境界灯の外側に設置すること。(図 18 参照)



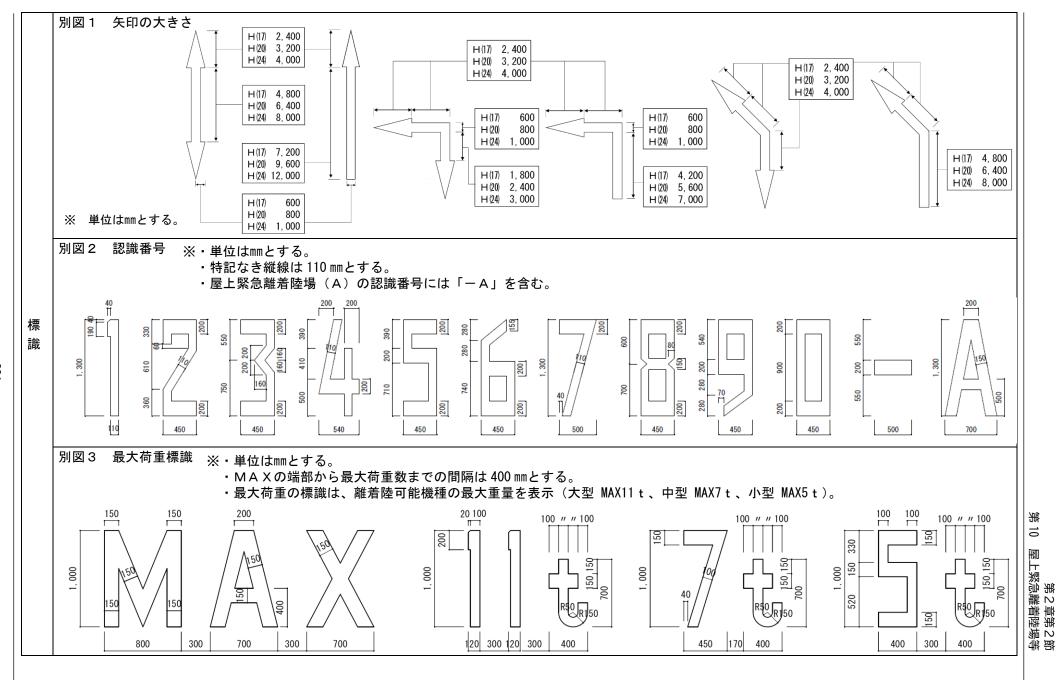
拖錠方式	<ul> <li>1 屋上へ通ずる最終の扉は、火災時に防災センター等で遠隔解錠できる解錠装置、煙感知器等の作動により連動して解錠できる自動解錠装置等により、屋上側から屋内側への進入及び屋内側から屋上側への避難を妨げないよう容易に解錠できること。</li> <li>2 最終の屋上側又は屋内側のいずれか又は両側にサムターン等の手動による解錠装置を設けない場合は、防災センターと通話できるインターホンや防災センターで監視ができるカメラを設け、速やかに解錠できる体制を確保すること。</li> </ul>					
虱句指示器	< 屋上緊急離着陸場(A)>(図20参照)  1 離着陸地帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置に風向指示器を設置すること。  2 風向指示器は吹流しの長さ2m以上、直径0.6m以上とすること。					
也用金との併用	離着陸地帯及び待避場所などを他用途と併用する場合は、次の点に 留意し主管課と協議すること。 (1) 離着陸時の設置物や持ち込み物品の飛散防止 (2) 離着陸時の安全管理の徹底 (3) 離着陸地帯の床面強度及び耐久性 (4) 離着陸地帯の標識の色及び耐久性 (5) 機体燃料流出時の離着陸地帯から燃料排出 (6) その他検討が必要な事項  「他用途の例〕 ・屋上展望施設 ・屋上フリースペース ・屋上緑化 ・その他、不特定の者が立入可能な施設としての利用					
	定方式 一 殳置勿 一 虱句旨示器 一     也用金ヒの併	きる解錠装置、煙感知器等の作動により連動して解錠できる自動解錠装置等により、屋上側から屋内側への進入及び屋内側から屋上側への避難を妨げないよう容易に解錠できること。 2 最終の屋上側又は屋内側のいずれか又は両側にサムターン等の手動による解錠装置を設けない場合は、防災センターと通話できるインターホンや防災センターで監視ができるカメラを設け、速やかに解錠できる体制を確保すること。 進入表面及び転移表面下に設置するもので風散のおそれがあるものは、離着陸時の風圧(風速40m/S)により破壊及び風散などが生じないようにすること。  < 屋上緊急離着陸場(A) > (図20参照) 1 離着陸地帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置に風向指示器を設置すること。 2 風向指示器は吹流しの長さ2m以上、直径0.6m以上とすること。 (1) 離着陸時の設置物や持ち込み物品の飛散防止(2) 離着陸時の安全管理の徹底 (3) 離着陸地帯の床面強度及び耐久性 (4) 離着陸地帯の床面強度及び耐久性 (4) 離着陸地帯の標識の色及び耐久性 (5) 機体燃料流出時の離着陸地帯から燃料排出 (6) その他検討が必要な事項 [他用途の例] ・屋上展望施設・屋上フリースペース・屋上緑化				

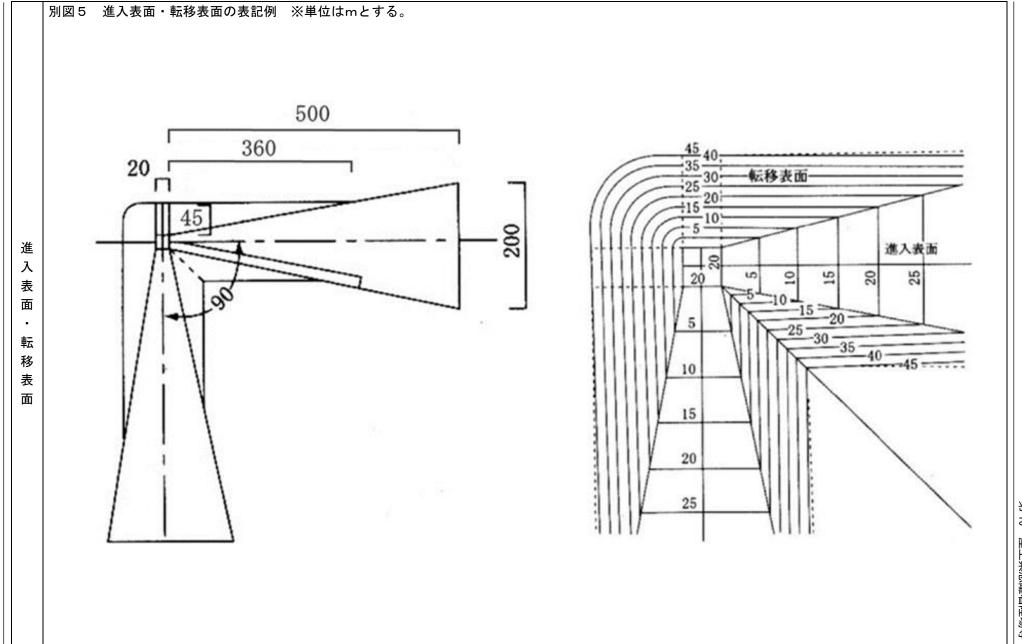
図20 風向指示器(風向灯付)イメージ ※単位はmmとする。



#### <凡例>

★ … 航空法令に基づく飛行場外離着陸場の基準に適合するものとして許可が得られる場合はこの限りではない。





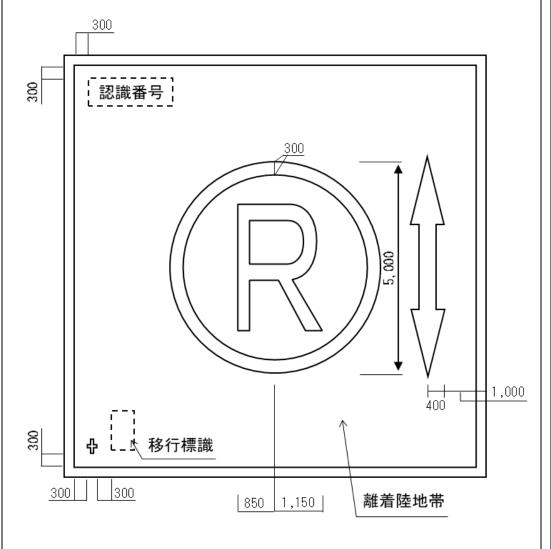
第2章第2節 10 屋上緊急離着陸場等

標

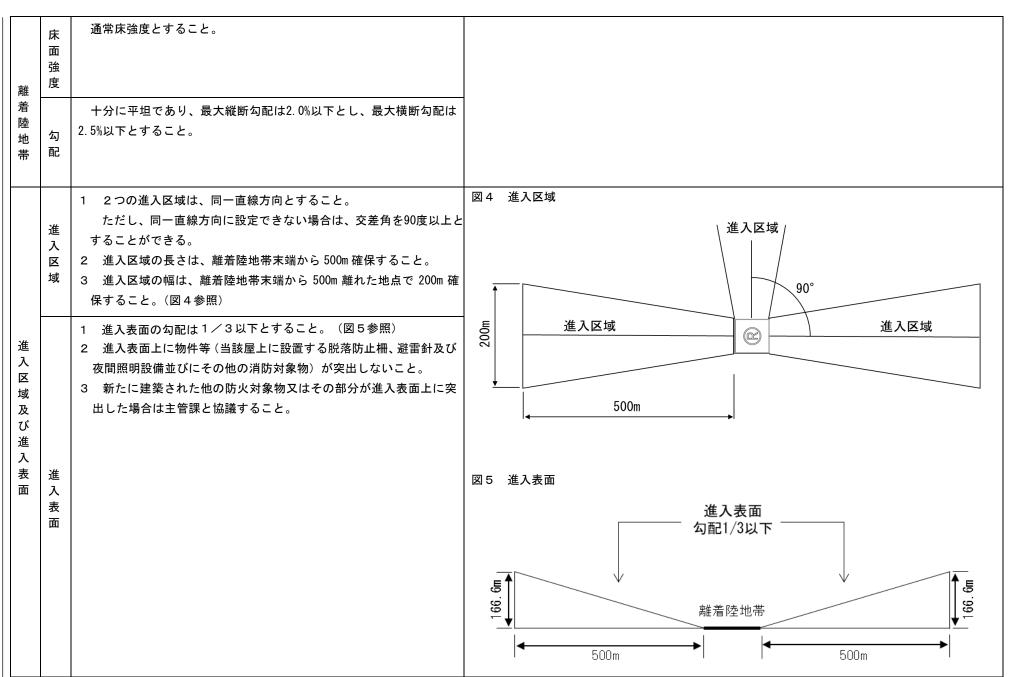
識

- 1 ライン、認識番号等の表示
- (1) (2) の文字の大きさは別図1のとおりとすること。
- (2) 「R」の向きは進入できる側から確認できる向きとすること。(図 2、図3参照)
- (3) 矢印は進入・出発経路を示す両矢印とすること。(図2、図3参 照)
- (4) 矢印の大きさは、別図2のとおりとすること。
- (5) 認識番号の文字等の幅等は、別図3のとおりとすること。
- (6) 移行標識(ホバリング時の最下面となる部分の高さを、離着陸 地帯から垂直上方に移行した高さ 1m~5m(小数点以下は切り上 げとする。)の範囲を示すもの)については、別図4のとおりとす ること。
- (7) 表示は塗料(アクリルウレタン樹脂系塗料(蛍光塗料でも可)又 はトラフィックペイントをいう。以下同じ。) 等によること。
- (8) 表示を塗料以外のものとする場合は、次の点に留意し主管課と 協議すること。
  - ア 塗料と同等の耐久性及び対候性を有すること。
  - イ 流出した燃料を離着陸地帯から適切に排出できること。
- (9) 表示の色は黄とし、(一社) 日本塗料工業会(以下「日塗工」と いう。) の標準色見本帳(最新)の L09 - 50 X の色とすること。た だし、蛍光塗料とする場合は、イエロー[JIS蛍光黄]とすること。 これによらない場合はそれぞれ近似色とすること。
- (10) 表示の施工方法については、メーカーが推奨する工程とするこ ہ طے
- (11) 表示は、ガラスビーズやチップ等の散布により光反射及び滑り 防止策を施すこと。
  - ※ ガラスビーズやチップ等による滑り防止ができない場合は、 JIS A 1454「高分子系張り床材試験法」17滑り性試験の結果、滑 り抵抗係数(C.S.R値)が0.8以上又はこれと同等以上とするこ ہ ع

図2 標識の位置及び大きさ ※単位の表記なきものはmmとする。



部等



転移表

第2章第2節 第2章第2節 屋上緊急離着陸場等

- 1 転移表面の勾配は、離着陸地帯から45mまでを 1 / 1以下とするほか、図7のとおりとすること。
- 2 転移表面上に物件等(当該屋上に設置する脱落防止柵、避雷針及び 夜間照明設備並びにその他の消防対象物)が突出しないこと。

ただし、進入表面を最高5mまで垂直上方に移行できる。その場合、 転移表面の最下面となる部分の高さは、離着陸地帯から最低1m、最高 5mまで垂直上方に移行できる。(図7下図参照)

3 新たに建築された他の防火対象物又はその部分が進入表面上に突出 した場合は主管課と協議すること。

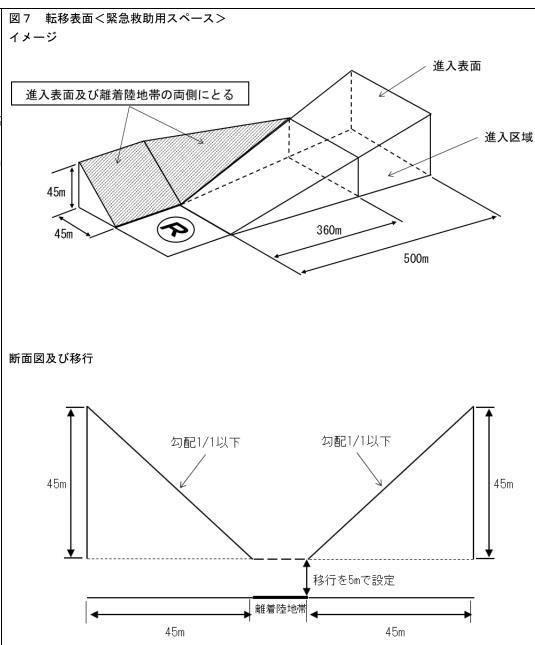


図11 待避場所 塔屋等 待避標識 待避場所 出入口 50㎡以上 スロープ 図12 待避標識 ※単位はmmとする。 緊急用ヘリコプターが接近したら 350 この場所に待避してください 第2章第2節 屋上緊急離着陸場等 1, 250

- 1 待避場所は50㎡以上を確保すること。(図11参照) 2 屋上出入口と屋上緊急離着陸場の間に設けること。
- 3 ヘリコプターの離着陸時に風圧等の影響を受けない位置に設置す ること。
- 4 待避場所には図12の待避標識を次により掲出すること。
- (1) 待避標識の大きさは1,250mm×350mmとすること。
- (2) 待避標識は白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。
- (3) 待避標識の文字の大きさは75mm角とし、字体は丸ゴシックとす ること。
- (4) 待避標識の材質は容易に腐食、損傷等しないものとすること。
- (5) 掲出場所は待避場所の位置が容易に識別できる場所とすること。

夜間照明

設

源

境界灯

図14 境界灯の設置例 1 離着陸地帯の境界線上又は境界線から外側1.5m以内に設置するこ と。(図14参照) ただし、境界灯に替えて着陸区域照明灯4基とすることができる。 (図15参照) 2 各灯の間隔は15m以下で、等間隔に8個以上を設置すること。 3 航空黄又は航空白(JIS W 8301)の不動光で、光源の中心を含む水 0  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものとし、10 カンデラ以上の光度のものとすること。 4 境界線上に設置する場合は埋込型に限るものとし、T-5型(改)、 T-5改Ⅱ、T-5改S、FLO-10(改)等とすること。 (図14参照) なお、埋込型とする場合は3によらないことができる。 0 ○<del>【</del>1.5m以内  $\bigcirc$ 0 1.5m以内 <図凡例>

〇…境界灯

■…航空障害灯

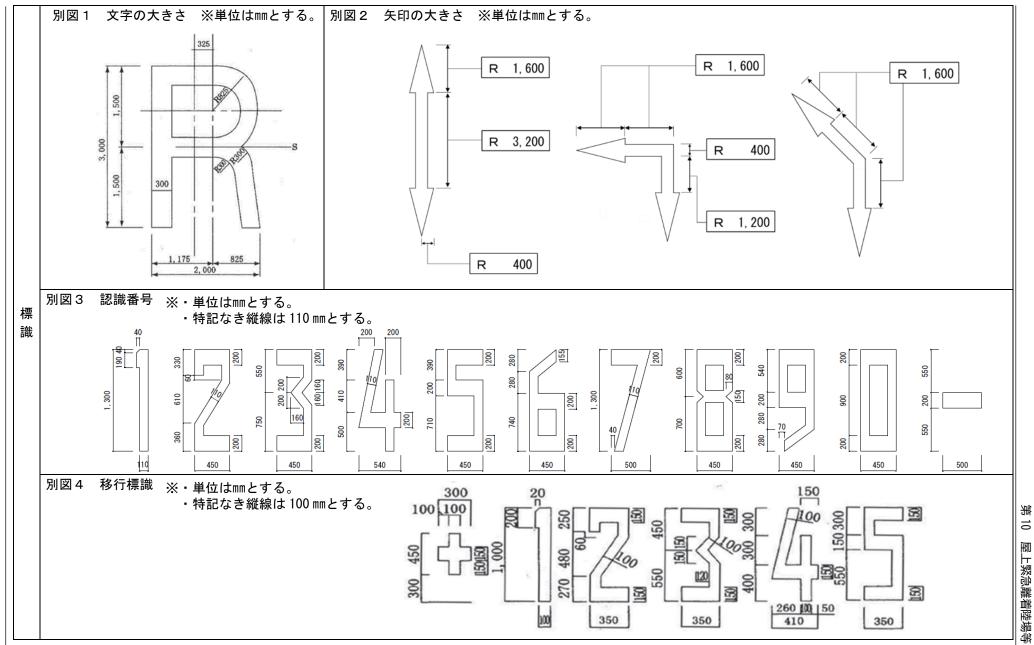
□…飛行場灯台(位置表示灯)

3 ||

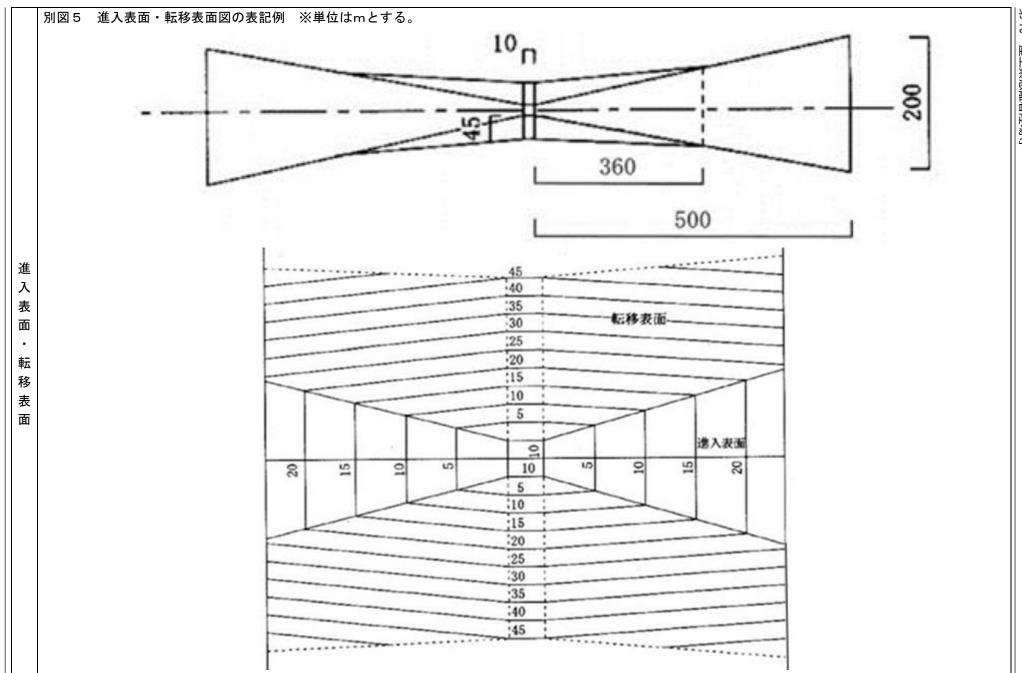
	インターホン	待避場所の直近に防災センター等と連絡できるインターホンを設置すること。	
その他	排煙口等	排煙口(排煙窓を除く。)及びクーリングタワー等、煙又は温風が噴き出るものは次によること。(図16参照) (1) 離着陸地帯から水平距離10m以上離すこと。 (2) 進入表面への排出は可能な限り避けること。	図16 排煙口を避ける位置 10m
	離着陸地帯等への経路	1 離着陸地帯及び待避場所への経路は、避難階段等と有効に通じていること。 2 離着陸地帯及び待避場所への経路は、ストレッチャーが容易に搬送できるようスロープ(概ね勾配 1 / 20 以下)により、非常用エレベーターから段差なく通じていることが望ましい。 3 離着陸地帯及び待避場所までの経路は、避難や消防活動の支障となる物品が存置されることのないよう適正に維持管理すること。	
	最終扉表示	屋上へ通ずる最終の扉の屋内側に「緊急救助用スペース」と表示すること。	

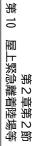
1 屋上へ通ずる最終の扉は、火災時に防災センター等で遠隔解錠でき

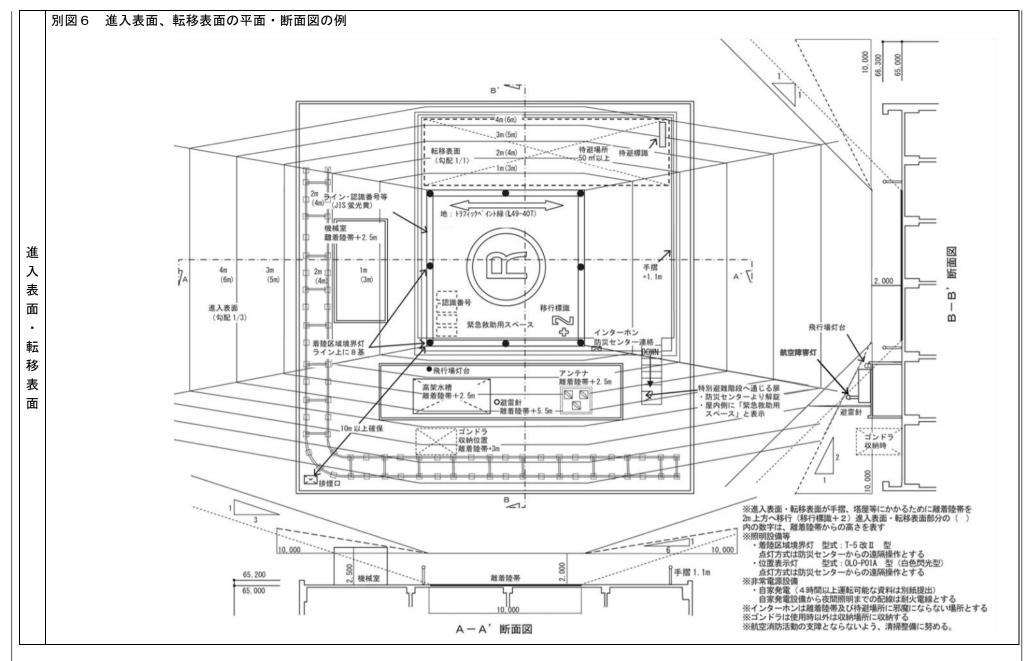
237



第2章第2節 屋上緊急離着陸場等







# 別表3 必要図書

(1) 屋上緊急離着陸場等の設置時に必要な図書

(1) 屋上緊急		- 郑心图	雛着陸場等の設置時に必要な図 概 要	7 目	記載事項等詳細		
1	着 陸	聚急離場 等	設置者名等、防火対象物の名称・ 所在地・適用種別等を記載した設 置書				
	設置書		直音   (火災予防規程別記様式第 15 号)				
			屋上緊急離着陸場等を設置す				
2	建築		る建築物の概要(種別名称、所在				
	概要書		等)が分かるもの。 (火災予防規程別記様式第 16 号)				
			縮尺 1/1, 500 の市街地地図に	縮 尺	縮尺が 1/1,500 であること。		
			架空の空路である進入表面及び 転移表面を落とし込んだもの。	進入表面	① 進入表面及びその寸法(長さ 500m、幅 200m) が記載されていること。		
	進入表面・転移表面の水平投影図	① 全体図	進入表面及び転移表面に等高線を記入し、それに係る主要な建築物等の高さ(付近の敷地地盤面が傾斜地等の場合は、T.P. (TokyoPeil:東京湾の平均海面の高さを±0として測った高さ)等による。)を適宜記入する。		② 等高線、離着陸地帯からの高さ及び離着 陸地帯から移行した部分からの高さが記載 されていること。		
				転移表面	① 転移表面及びその寸法(H:長さ45m・幅24m [大型]20m [中型]、17m [小型]、R:長さ45m・幅10m)が記載されていること。 ② 等高線、離着陸地帯からの高さ及び離着陸地帯から移行した部分からの高さが記載されていること。		
				高層建築物 等の高さ	進入表面及び転移表面上にある高層建築物 の高さが記載されていること。(付近の敷地地 盤面が傾斜地等の場合は、T. P. 等による高 さ)		
		② 屋 上 図	縮尺 1/200 の屋根伏図に進入 表面及び転移表面を落とし込んだもの。 進入表面及び転移表面の等高線を記入し、それに係る塔屋、避雷針、ゴンドラ(格納位置を含む。)等の高さを記入する。	縮尺	縮尺が 1/200 であること。		
3				進入表面	① 進入表面が記載されていること。 ② 等高線、離着陸地帯からの高さ及び離着 陸地帯から移行した部分からの高さが記載 されていること。		
				転移表面	① 転移表面が記載されていること。 ② 等高線、離着陸地帯からの高さ及び離着 陸地帯から移行した部分からの高さが記載 されていること。		
				離着陸地帯	離着陸地帯及びその寸法が次の機体に応じて記載されていること。		
					<屋上緊急離着陸場>		
					・24m×24m(24m×20m)〔大型〕		
					· 20m×20m(20m×17m)[中型]		
					<ul><li>・17m×17m (17m×15m) [小型]</li><li>※かっこ内は直線2方向とした場合</li></ul>		
					<緊急救助用スペース>		
					• 10m×10m		
				#持管理	維持管理方法が記載されていること。		
				突出物等	塔屋、避雷針、ゴンドラ(格納時)、脱落防 止施設、飛行場灯台等の突出物及びその高さ が記載されていること。		

	第 IV					
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	概要		記載事項等詳細		
	進入表面・	縮尺 1/200 の断面図(屋上部	縮尺	縮尺が 1/200 であること。		
	転移表面の断面図	分のみで可)に進入表面及び転移表面の断面のラインを記入したもの。 縦横2面以上とする。(3②の屋上図と併記すること。)	進入表面	進入表面(移行がある場合は、移行された 進入表面及び移行高さを含む。)及びその勾配 (H:1/8[A]、1/5[B]、R:1/3)並びに 勾配の1/2の勾配が記載されていること。		
		座上凶と[折乱りること。]	転移表面	転移表面(移行がある場合は、移行された 転移表面及び移行高さを含む。)及びその勾 配(1/1)並びに勾配の1/2の勾配が記載 されていること。		
4			突出物等	塔屋、避雷針、ゴンドラ(格納時)、脱落防止施設、飛行場灯台等の突出物及びその高さが記載されていること。		
			離着陸地帯	離着陸地帯の勾配(2%以下)が記載されていること。		
			 高 さ	最高高さ、軒高さ、離着陸地帯等の高さが記載されていること。		
	消防用設備	編尺 1/200 の屋根伏図に夜間	   縮尺	縮尺が 1/200 であること。		
	等・夜間照 明設備等の 配 置 図	照明設備、消火設備、排煙口、インターホン等を落とし込んだもの。(3②の屋上図と併記するこ	消火設備等	消防用設備等(連結送水管及び泡又は強化 液消火器8リットル等)が記載されていること。		
		と。)	インターホン	防災センター等と通話可能なインターホン の位置が記載されていること。		
			   排煙口 	排煙口及び排煙口から離着陸地帯までの距離(10m以上)が記載されていること。		
			  燃料流出  防止施設	次の機体に応じた容量が記載されていること。  <屋上緊急離着陸場(A)>		
				· 3,000 @ [大型]		
				・2,000 ℓ [中型]		
5				・1,000 0 〔小型〕		
				<屋上緊急離着陸場(B)>		
				・2,000 0 〔大型〕		
				·1,000 ℓ 〔中型〕 · 500 ℓ 〔小型〕)		
			待避場所 待避標識	待避場所及び待避標識が記載されていること。		
			夜間照明 設備	<ol> <li>飛行場灯台等が記載されていること。</li> <li>夜間照明点灯方式(防災センター等遠隔操作)が記載されていること。</li> <li>非常電源の種別(自家発電設備[4時間供給可]等)が記載されていること。</li> <li>非常電源までの配線種別(耐火電線)が記載されていること。</li> </ol>		

		概要		記載事項等詳細
	離着陸地帯	縮尺 1/100 の平面図に離着陸	縮尺	縮尺が 1/100 であること。
	の詳細図	地帯等のライン、認識番号、最大 荷重、進入方向矢印、着陸区域境 界灯の位置、寸法、塗料の種別等 を落とし込んだもの。	標識等	① ライン、認識番号、最大荷重、進入方向 矢印、移行標識等が記載されていること。 ② ①の寸法が記載されていること。 ③ ①の色(塗料種別、滑り止め措置・光反 射[ガラスビーズ入り]を含む。)が記載さ れていること。
6			離着陸地帯	<ul><li>① 離着陸地帯の地の色(塗料種別、滑り止め措置[ガラスビーズ入り等]を含む。)が記載されていること。</li><li>② 離着陸地帯の構造(コンクリート、グレーチング等)が記載されていること。</li></ul>
			着陸区域 境界灯	着陸区域境界灯の位置(8個以上)及び種別(T-5型(改)、T-5改II、T-5改S、FLO-10(改)等)が記載されていること。
	避難階段等	縮尺 1/500 の平面図に離着陸	縮尺	縮尺が1/500であること。
	に至るまで の 平 面 図	地帯が設置された屋上部分から 待避場所、避難階段等までの経路 を落とし込んだもの(平面図のみ で表現できない場合は、立面図等 も添付すること。)。	最終扉表示	最終扉表示 (「屋上緊急離着陸場」等が設置 されている旨) が記載されていること。
7			経路	避難階段等及び非常用エレベーターまでの 経路が記載されていること。
			施錠方式	施錠方式(防災センター等遠隔操作、火報 連動等)が記載されていること。
	法線照度	離着陸地帯表面の照度分布が	縮尺	縮尺が 1 / 100 であること。
8	分 布 図	確かめられるもの。 ※ 着陸区域照明灯を設置する 場合に限る。	照度	離着陸地帯表面の中心における法線照度 は、10ルクス以上とすること。
	耐風圧計算書	設置物がホバリング時の風圧 に耐えられることを確かめられ る計算書。	強度	ホバリング時の風圧により、設置物の破壊 及び風散等が生じないことが記載されている こと。
9		※ 進入表面下又は転移表面下に 太陽光電池パネルその他の風 散するおそれがあるもの(植物 を含む。)を設置する場合に限 る。	風速	設定風速は 40m/Sで計算すること。
10	構造計算書	離着陸地帯が短期衝撃荷重に耐えられることを確かめられる計算書。(一級建築士が計算したものに限る。) ※ 緊急救助用スペースを設置する場合は必要なし	強度	次の機体に応じた短期衝撃荷重に耐えられる計算をすること。 <屋上緊急離着陸場(A)> [大型]35,750kg以上(機体11,000kg×3.25倍) [中型]22,750kg以上(機体7,000kg×3.25倍) [小型]13,975kg以上(機体4,300kg×3.25倍) <屋上緊急離着陸場(B)> [大型]27,500kg以上(機体11,000kg×2.5倍) [中型]17,500kg以上(機体7,000kg×2.5倍)
			一級建築士	一級建築士が計算した旨 (一級建築士の氏 名及び登録番号) が記載されていること。

<sup>※1</sup> 図面には、一連の図面番号が付されていること。 ※2 航空障害灯が設置されている場合は、4及び5の図面に航空障害灯の設置及びその高さが記載されていること。

## (2) 屋上緊急離着陸場等の変更時に必要な図書

		概要	記載事項等詳細	
	屋上緊急離	設置者名等、防火対象物の名称・所		
1	着陸場等	在地・適用種別等を記載した設置書		
	変更書	(火災予防規程別記様式第20号)		
	建築物	屋上緊急離着陸場等を設置する		
	概要書	建築物の概要(種別名称、所在等)		
2		が分かるもの		
		(火災予防規程別記様式第 16 号)		
	進入表面・	(1)、3に同じ。	(1)、3に同じ。	
	転移表面の	変更がなく、周囲建物等による影	(1), O (CIH) C <sub>0</sub>	
3	水平投影図	響が無い場合は、図書を省略するこ		
		とができる。		
	進入表面・	(1)、4に同じ。	(1)、4に同じ。	
١,	転移表面の	変更がなく、周囲建物等による影		
4	断 面 図	響が無い場合は、図書を省略するこ		
		とができる。		
	離着陸地帯	(1)、6に同じ。	(1)、6に同じ。	
5	の詳細図	変更がない場合は、前届に添付し		
		た図書の転用を可とする。		
	その他変更	(1)中、5、7、8のうち、変更に	(1)中、5、7、8のうち、変更に係るものに同じ。	
6	に係る図書	係るものに同じ。		

## (3) 屋上緊急離着陸場等の運用開始時に必要な図書

		概  要	記載事項等詳細	
1	屋上緊急離 着陸場等運用開始書	設置者名等、防火対象物の名称・ 所在地・適用種別等を記載した運用 開始書 (火災予防規程別記様式第 18 号)		
2	建築物概要書	屋上緊急離着陸場等を設置する 建築物の概要(種別、名称、所在等) が分かるもの (火災予防規程別記様式第16号)		

## (4) 屋上緊急離着陸場等の運用停止時に必要な図書

		概要	記載事項等詳細
	屋上緊急離	報告者名等、防火対象物の名	
	着陸場等	称・所在地・適用種別等を記載し	
1	停止報告書	た運用停止報告書	
		(火災予防規程別記様式第 20 号の 1)	

## (5) 屋上緊急離着陸場等の運用廃止時に必要な図書

		概要	記載事項等詳細
	屋上緊急離	報告者名等、防火対象物の名称・	
	着陸場等	所在地・適用種別等を記載した運用	
1	廃止報告書	廃止報告書	
		(火災予防規程別記様式第 20 号の 2)	

## 別表4

# 屋上緊急離着陸場・緊急救助用スペースの維持管理表

	確認項目	確認内容		
離着味	標識	塗装の色褪せ及び剥離、破損等の有無		
離着陸地帯	構造・強度	離着陸地帯のひび割れ、破損などの有無		
進入	進入・転移表面			
転移表	進入・転移区域	設置物又は周辺建物による航空障害物の有無		
表面	転移表面			
昭	脱落防止施設	・固定状況 ・破損等の有無		
落防。	燃料流出防止装置	・固定状況 ・破損等の有無		
脱落防止施設等	待避場所・待避標識	・待避場所の確保状況 ・標識の色褪せや破損等の有無		
寺	消防用設備等	消防法に基づく設備の設置状況		
夜間照明設備等	夜間照明設備	・固定状況 ・破損等の有無 ・防災センターからの遠隔による点灯		
備等	非常電源装置	作動状況(他法令で定められている点検などによる確認も可)		
	インターホン	・防災センターとの通話 ・固定状況 ・破損等の有無		
	排煙口等	新たな排煙口等の設置の有無		
	●・●に至る経路	物品の存置、新たな設備の設置等の避難障害等の有無		
7	最終扉表示	標識の色褪せや破損等の有無		
その他	最終扉施錠方法	・防災センター等で遠隔解錠 ※機能を有する場合に限る。 ・煙感知器等の作動により連動解錠 ※機能を有する場合に限る。 ・その他、解錠に係る設備がある場合はその機能確認		
	設置物	・新たな設置物の有無 ・固定状況 ・破損等の有無		
	風向指示器	・固定状況 ・破損等の有無		
	他用途との併用	屋上緊急離着陸場等に係る場所の他用途利用による航空障害の有無		

# 参考資料

# 屋上緊急離着陸場等活用時の自衛消防活動要領

当庁では、超高層建築物等における火災等の災害発生時に、消火活動、人命救助等の消防活動の容易性を確保するため、屋上に航空消防活動を目的とするための屋上緊急離着陸場等の設置を指導している。

屋上緊急離着陸場等が設置されている防火対象物では、その活用を視野に入れた自衛消防活動を行えるようにしておく必要がある。

#### 1 屋上緊急離着陸場等の概要

(1) 屋上緊急離着陸場等の種類

防火対象物の屋上に設置される屋上緊急離着陸場等には、次の種類がある。

ア 屋上常設ヘリポート

航空法に基づき、屋上を常時飛行場として日常的に使用するために東京航空局に設置の許可を得たもの

イ 飛行場外離着陸場

航空法に基づき、使用の都度、東京航空局に許可を得て使用するもの

ウ 屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペース

航空法の特例により、災害活動時のみ消防航空活動に使用できるもの

屋上常設へリポート、飛行場外離着陸場及び屋上緊急離着陸場にはヘリコプターが離着陸 して活動できるが、緊急救助用スペースでは、ヘリコプターは上空で停止したまま (=ホバ リング) 隊員等が降下して活動する。

(2) 屋上緊急離着陸場等の構成(図参照) 主に以下のもので構成されている。

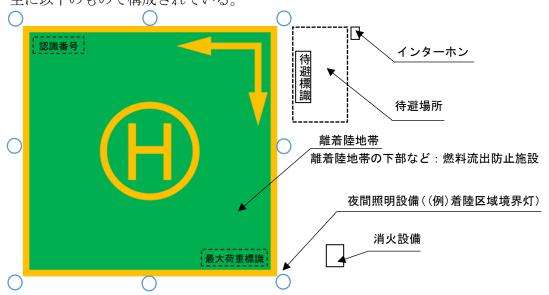


図 屋上緊急離着陸場等の構成例

#### ア 離着陸地帯

ヘリコプターが離着陸又はホバリングする場所

離着陸できる場所は印、ホバリングのみの場所は配の標識が書かれている。

#### イ 待避場所

離着陸地帯に近接して設けられたヘリコプターの到着を待つ場所。(1)、ウにのみ設置される。

「緊急用へリコプターが接近したらこの場所に待避してください」と書かれた待避標識が掲出されている。

#### ウ 夜間照明設備

離着陸地帯及びその付近に設けられる飛行場灯台等、着陸区域境界灯、航空障害灯、着 陸区域照明灯、風向灯及び境界誘導灯。個々の屋上緊急離着陸場等により設置されている 照明の種類が異なる。

防災センターで点灯することができ、連続4時間以上点灯可能な非常電源が設けられている。

#### エ インターホン

待機場所の直近に設けられた防災センター等との連絡装置

#### 才 消防用設備等

ヘリコプターの事故等により機体から出火した場合に、消火するための消火器、泡消火 設備、連結送水管など

### 力 燃料流出防止施設

ヘリコプターの事故等により機体から燃料が流出した場合に、防火対象物の雨水排水口に燃料が流れ出ないように設ける施設。溜めます、側溝、屋上部分を利用する等による。

#### 2 自衛消防活動要領

#### (1) 火災時

火災時にヘリコプターによる活動が行われるのは、消防隊への引継後となる。

地上の消防隊からヘリコプターによる活動が行われる旨の情報を得た場合は、地上の消防 隊の要請に基づき連携して活動する。

#### ア ヘリコプター到着前

- (ア) 屋上緊急離着陸場等に至る経路にある電気錠により施錠されている扉(最終扉を含む。) を防災センターで解錠する。
- (4) 天候・時間帯にかかわらず、防災センターで夜間照明設備を点灯する。
- (ウ) 地上の消防隊が屋上緊急離着陸場等に迅速に到達できるように、安全が確保できる範囲で案内する。
- (エ) 待避場所へ誘導する必要のある要救助者・傷病者等を誘導する。必要に応じて防災センターから放送する。
- (オ) ヘリコプターが離着陸する際の瞬間風速は、機体の大きさや防火対象物の高さ、天候等により異なるが、待避場所では概ね20m/s以上となるため、要救助者等に姿勢を低くして待つよう指示する。

## <参考> 風速による人への影響(気象庁ホームページより)

瞬間風速 (m/s)	人への影響	風の強さ (予報用語)
2 0	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も 出る。高所での作業はきわめて危険。	強い風
3 0	何かにつかまっていないと立っていられない。 い。飛来物によって負傷するおそれがある。	非常に強い風

(カ) 飛散物による障害は、ヘリコプターの重大事故につながる恐れがあるため、要救助者等に帽子、マフラーなどは身につけないこと、手荷物は持たないこと、サンダルなど転倒した際に飛散するおそれのある履物は避けること等を指示する。

イ ヘリコプター到着時

ヘリコプターに不用意に近づくと危険なため、ヘリコプターから降りてきた隊員が待避場所に迎えに来るまで、要救助者等を待避場所に留める。

(2) 震災·水災時

震災・水災により、安全に防火対象物内に待機できず、地上への避難もできず孤立した場合、地上からの消防隊は到着しないため、自衛消防隊が活動する。(別紙参照)

ア 屋上緊急離着陸場等への避難時

- (7) 119番通報により、孤立している旨、屋上緊急離着陸場等がある旨、けが人がいる旨、防火対象物の被災状況などを通報する。
- (4) 屋上緊急離着陸場等に至る経路上にある電気錠により施錠されている扉(最終扉を含む。)を防災センターで解錠する。
- (対) 要救助者・傷病者等を待避場所又は屋上緊急離着陸場等の直下階など高層階に誘導する。必要に応じて、防災センターから放送する。
- (エ) 要救助者の情報(人数や、男女別及び年代別(高齢者・子ども)の内訳、けが人の有無、けが人の数など)を整理し、一覧にまとめておく。
- (オ) ヘリコプターが離着陸する際の瞬間風速は、機体の大きさや防火対象物の高さ、天候等により異なるが、待避場所では概ね20m/s以上となるため、要救助者等に姿勢を低くして待つよう指示する。(2、(1)、ア、(オ)参照)
- (カ) 飛散物による障害は、ヘリコプターの重大事故につながる恐れがあるため、要救助者等に帽子、マフラーなどは身につけないこと、手荷物は持たないこと、サンダルなど転倒した際に飛散するおそれのある履物は避けること等を指示する。
- (\*) ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合に、燃料が雨水排出口に流れ込まないよう、燃料流出防止施設の操作をする。
- (1) 警戒班を編成する。

警戒班の構成及び任務は概ね以下のとおりとする。

- 安全管理担当:警戒班の待機位置及び活動全般の安全確認
- ・ 通報連絡担当:屋上緊急離着陸場等と防災センター又は自衛消防本部隊等との連 終
- ・ 固定消火設備担当:泡消火設備等の担当
- 消火器担当:消火器の準備と消火活動
- 航空機連携担当:航空隊等との連絡

#### イ ヘリコプター到着時

- (ア) 警戒班を配備する。
- (4) ヘリコプターに不用意に近づくと危険なため、ヘリコプターから降りてきた隊員が待避場所に迎えに来るまで、要救助者を待避場所に留める。
- (ウ) 整理しておいた要救助者の一覧表を、消防隊員に手渡す。

# 別紙

震災・水災時の屋上緊急離着陸場等を活用した自衛消防活動イメージ

